

ほじょ わりびき かしつけ  
**5. 補助・割引・貸付など**

5

補助・割引・貸付など



障がいのある方の、日常生活を容易にするための用具の給付や、生活の安定を支援するための割引・貸付などを行っています。



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-1

ゆうりょうどうろつうこうりょうきん わりびき  
有料道路通行料金の割引



身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が、有料道路(高速道路など)を利用する場合、通行料が半額割引になるための証明をします。

対象者	本人が運転される場合 身体障害者手帳をお持ちの方 本人以外の方が運転され、本人が同乗される場合 ①第1種の身体障害者手帳をお持ちの方 ②㉠・Aの療育手帳をお持ちの方
自動車の範囲	本人または介護者が運転する乗用タイプの自動車(乗車定員10人以下で、軽トラック・原付自転車などは除く)で、本人または生計を一にする方などが所有する車(営業車は除く)
割引額	通常料金の半額(ただし、端数が生じる場合は、10円または50円単位で切り上げ)
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)

5

補助・割引・貸付など

### 5-2

ほうそうじゅしんりょう めんじょ  
NHK放送受信料の免除



NHKテレビ受信料が、半額または全額免除になる対象者の証明を行います。

対象者	全額免除	① 町民税非課税世帯で、身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯 ② 町民税非課税世帯で、知的障がい者と判定された方がいる世帯 ③ 町民税非課税世帯で、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
	半額免除	① 世帯主が、視覚障がい・聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの世帯 ② 世帯主が、1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの世帯 ③ 世帯主が、㉠またはAの知的障がい者と判定された世帯 ④ 世帯主が、1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの世帯
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課	
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)	



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-3

#### ほ ぞうくひ しきゅう 補装具費の支給



身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障がいを補うための用具を購入または修理をする際に、補装具費の支給を行っています。ただし、介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。

対 象 者	肢体不自由者（児）	義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ（1本つえを除く）
	視覚障がい者（児）	義眼・眼鏡・盲人安全つえ
	聴覚障がい者（児）	補聴器
	重度の両上下肢および音声言語機能障がい者（児）	重度障害者用意思伝達装置
	肢体不自由児	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具
	自己負担額	原則1割負担。ただし、本人および配偶者の課税状況などに応じて1か月当たりの負担に上限額が設けられます。
	申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
	問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

※障害者総合支援法の範囲である難病患者の方も状態によっては補装具の給付を受けることができます。

### 5-4

#### にちじょうせいかつようぐ きゅうふ しゅるい 日常生活用具の給付と種類



重い障がいのある方などに対し、日常生活の改善を図るため、障がいに応じた日常生活用具の給付を行っています。ただし、介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。

自己負担額	原則1割負担。ただし、本人および配偶者の課税状況などに応じて1か月当たりの負担に上限額が設けられます。
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

※障害者総合支援法の範囲である難病患者の方も状態によっては日常生活用具の給付を受けることができます。



障がいの程度や種別に応じて、  
次のような用具があります。

**※表の見方** \*対象の「者」は18歳以上の方、「児」は18歳未満の方です。また、数字やアルファベットなどは身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保険福祉手帳の等級制限を表しています。

(例) \*「2」は障害等級2級以上の方が対象、「○」は等級制限なし。

#### ■ 共通用具

対象者	品目	耐用年数	限度額	対象者
2 2	火災警報器	8年	15,500円	身体障害者手帳2級以上または療育手帳Ⓐ・Aもしくは精神障害者保健福祉手帳1級以上の方で火災発生の感知・避難が著しく困難な方
2 2	自動消火器	8年	28,700円	

#### ■ 聴覚障がい

対象者	品目	耐用年数	限度額	対象者
2 一	聴覚障がい者用屋内信号装置	10年	87,400円	聴覚障がい2級以上
○ ○	聴覚障がい者用通信装置	5年	71,000円	聴覚障がいまたは発声・発語に著しい障がいを有する方
○ ○	聴覚障がい者用情報受信装置	6年	88,900円	聴覚障がい(本装置によりテレビの視聴が可能となる方)

#### ■ 平衡機能障がい

対象者	品目	耐用年数	限度額	対象者
○ ○	移動・移乗支援用具	8年	60,000円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい(家庭内の移動などに介助を要する方)
○ ○	頭部保護帽	3年	36,750円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい(立位や歩行が不安定でよく転倒する方)・知的障がい・精神障がい(てんかんの発作などにより頻繁に転倒する方)

#### ■ 音声・言語機能障がい

対象者	品目	耐用年数	限度額	対象者
○ ○	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	肢体不自由または音声機能もしくは言語機能障がいがあって、発声・発語に著しい障がいを有する方
○ ○	聴覚障がい者用通信装置	5年	71,000円	聴覚障がいまたは発声・発語に著しい障がいを有する方
○ ○	人工喉頭	4年	笛式 8,100円	喉頭摘出により音声機能をそう失した方
		5年	電動式 70,100円	



## 5. 補助・割引・貸付など

### ■視覚障がい

対象者	見	品目	耐用年数	限度額	対象者
2	1	電磁調理器	6年	41,000円	視覚障がい2級以上または療育手帳㊦・A
2	2	歩行時間延長信号機用小型送信機	10年	7,000円	視覚障がい2級以上
2	2	体温計(音声式)	5年	9,000円	視覚障がい2級以上
2	2	体重計(音声式)	5年	18,000円	視覚障がい2級以上
2	1	点字ディスプレイ	6年	383,500円	視覚障がい2級以上
2	2	点字器	7年	標準型 10,400円	視覚障がい2級以上(就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方)
			5年	携帯用 7,200円	
2	2	点字タイプライター	5年	63,100円	視覚障がい2級以上(就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方)
2	2	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	6年	録音再生機 85,000円 再生機専用 35,000円	視覚障がい2級以上
			5年	テープレコーダー 23,000円	
2	2	情報・通信支援用具	6年	100,000円	視覚障がい2級以上または上肢機能障がい2級以上(体幹機能障がい2級以上で上肢の機能に同程度の障がいがあるとみとめられるものを含む)で、機器の使用により社会参加が見込まれる方
2	2	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	6年	99,800円	視覚障がい2級以上
0	0	視覚障がい者用拡大読書器	8年	198,000円	視覚障がい(本装置により文字などを読むことが可能になる方)
2	1	視覚障がい者用時計	10年	触読式 10,300円	視覚障がい2級以上
				音声式 13,300円	視覚障がい2級以上(手指の触覚に障がいがあるなどのため触読式時計の使用が困難な方)
0	0	視覚障がい者用ワープロレッサー(共同利用)	—	1,030,000円	視覚障がい
0	0	点字図書	—	点字図書を作成するために要した額から同一の書籍の一般販売価格に相当する額を控除した額	視覚障がい(主に情報の入手を点字によっている方)

5

補助・割引・貸付など



## ■上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい

対象者	児	品目	耐用年数	限度額	対象者
2	2	特殊便器	8年	151,200円	上肢機能障がい2級以上または療育手帳㊤・A（訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な方）
2	2	情報・通信支援用具	6年	100,000円	視覚障がい2級以上または上肢機能障がい2級以上（体幹機能障がい2級以上で上肢の機能に同程度の障がいがあるとみとめられるものを含む）で、機器の使用により社会参加が見込まれる方
0	0	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	肢体不自由または音声機能もしくは言語機能障がいがあって、発声・発語に著しい障がいがある方
2	1	特殊寝台	8年	154,000円	下肢または体幹機能障がい2級以上
1	1	特殊尿器	5年	67,000円	下肢または体幹機能障がい1級（常時介護を要する方）
1	2	特殊マット	5年	19,600円	下肢または体幹機能障がい1級の18歳以上の方および2級以上の3歳以上18歳未満の方（常時介助を要する方）
2	2	入浴担架	5年	82,400円	下肢または体幹機能障がい2級以上（入浴に介助を要する方）
2	2	体位変換器	5年	15,000円	下肢または体幹機能障がい2級以上（下着交換などに介助を要する方）
2	2	移動用リフト	4年	159,000円	下肢または体幹機能障がい2級以上
1	2	訓練いす	5年	33,100円	下肢または体幹機能障がい2級以上
1	2	訓練用ベッド	8年	159,200円	下肢または体幹機能障がい2級以上
0	0	入浴補助用具	8年	90,000円	下肢または体幹機能障がい（入浴に介助を要する方）
2	2	便器	8年	9,850円	下肢または体幹機能障がい2級以上
0	0	T字状・棒状のつえ	3年	4,200円	下肢または体幹機能障がい（つえの使用により歩行が改善される方）
0	0	移動・移乗支援用具	8年	60,000円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい（家庭内の移動などに介助を要する方）
0	0	頭部保護帽	3年	36,750円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい（立位や歩行が不安定でよく転倒する方）・知的障がい・精神障がい（てんかんの発作などにより頻りに転倒する方）
0	0	紙おむつなど	—	12,000円	脳原性運動機能障がいにより排尿または排便の意思表示が困難な方。または先天性疾患（先天性鎖肛を徐く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能・排便機能障がいのある方
3	3	居宅生活動作補助用具	5年	200,000円	下肢または体幹機能障がいもしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい3級以上の方（特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の方）
0	0	収尿器	1年	○男性用 7,700円 ○女性用 8,500円	脊髄損傷などにより高度の排尿機能障がいがある方



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5 補助・割引・貸付など

#### ■内部機能障がい

対象者		品目	耐用年数	限度額	対象者
者	児				
3	3	透析液加温器	5年	51,500円	腎臓機能障がい3級以上
3	3	ネブライザー(吸入器)	5年	36,000円	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がいを有すると認められる方
3	3	電気式たん吸引機	5年	56,400円	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がいを有すると認められる方
○	—	酸素ボンベ運搬車	10年	17,000円	医療保険による在宅酸素療法を行う方
○	○	ストマ用装具	—	8,600円	腹部に人工肛門を造設した方
○	○		—	11,300円	腹部に人工ぼうこうを造設した方
○	○	紙おむつなど	—	12,000円	治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、またはストマの変形のため、ストマ用装具を装着することができない方
3	3	パルスオキシメーター	5年	50,000円	呼吸機能障がい若しくは心臓機能障がい3級以上または同程度の障がいを有すると認められる方

#### ■知的障がい

対象者		品目	耐用年数	限度額	対象者
者	児				
A	A	特殊マット	5年	19,600円	3才以上で常時介護を要する方
○	○	頭部保護帽	3年	36,750円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい(立位や歩行が不安定でよく転倒する方)・知的障がい・精神障がい(てんかんの発作などにより頻繁に転倒する方)
A	A	特殊便器	8年	151,200円	上肢機能障がい2級以上または療育手帳㊤・A(訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な方)
A	—	電磁調理器	6年	41,000円	視覚障がい2級以上または療育手帳㊤・A

#### ■精神障がい

対象者		品目	耐用年数	限度額	対象者
者	児				
○	○	頭部保護帽	3年	36,750円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい(立位や歩行が不安定でよく転倒する方)・知的障がい・精神障がい(てんかんの発作などにより頻繁に転倒する方)

### 5-5

じどうしゃうんてんめんぎょしゅとくひ きゅうふ  
自動車運転免許取得費の給付



自動車運転免許(第1種普通免許に限る)を取得した身体障がいのある方に対し、取得費の一部を給付します。

対象者	以下の①～③の全ての条件を満たす方 ①身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方 ②町内に居住している方 ③第1種普通自動車運転免許を取得された方
給付額	運転免許の取得に要した費用の3分の2(限度額100,000円)
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)



## 5-6

## 自動車改造費の給付



身体に障がいのある方が、就労などにより自らの運転に適合するように自動車を改造する場合、その改造費の一部を給付します。ただし、所得制限があります。

対象者	以下の①～③の全ての条件を満たす方 ①上肢・下肢または体幹機能障がいの身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方 ②町内に居住している方 ③過去2年間、改造費の給付を受けていない方
給付額	改造費の額（限度額 100,000 円）
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

## 5-7

## 駐車禁止規制の適用除外



障がい者手帳をお持ちの方が、公安委員会の交付する「駐車禁止除外指定車標章」を提示している場合は、公安委員会の指定した駐車禁止場所に限り駐車することができます。

対象者	視覚障がい	1級～3級、4級の1	
	聴覚障がい	2級・3級	
	平衡機能障がい	3級	
	上肢機能障がい	1級・2級の1または2級の2	
	下肢機能障がい	1級～4級	
	体幹機能障がい	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級（一上肢のみに運動機能障がいのある場合を除く）
		移動機能	1級～4級
	心臓機能障がい	1級～3級	
	じん臓機能障がい	1級～3級	
	呼吸器機能障がい	1級～3級	
	ぼうこうまたは直腸機能障がい	1級～3級	
	小腸機能障がい・肝臓機能障がい	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
	療育手帳	Ⓐ・A	
精神障害者保健福祉手帳	1級		
申請窓口	山県警察署（0826-22-0110）		



## 5. 補助・割引・貸付など

5-8

おも ちゅうしゃじょう  
**思いやり駐車場**  
りようしょうこうふせいで  
利用証交付制度



以下の手帳や等級に該当し、歩行や車の乗降に支障のある方に思いやり駐車場の利用証を交付します。

### 【期限制限なし】

5 補助・割引・貸付など	対象者	視覚障がい		1級～4級	
		平衡機能障がい		3級・5級	
		上肢不自由		1級・2級	
		下肢不自由		1級～6級	
		体幹不自由		1級～5級	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1級・2級
			移動機能		1級～6級
		心臓機能障がい		1級～4級	
		じん臓機能障がい		1級～4級	
		呼吸器機能障がい		1級～4級	
		ぼうこうまたは直腸機能障がい		1級～4級	
		小腸機能障がい		1級～4級	
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～4級	
		肝臓機能障がい		1級～4級	
		療育手帳		Ⓐ・A	
		精神障害者保健福祉手帳		1級	
介護保険被保険者証		要介護度1～5			
	申請窓口		健康福祉課社会福祉係 (0826-25-0250) および本庁住民課 各支所住民生活課		

【手続きに必要なもの】該当される手帳・受給者証

### 【期限制限あり】

対象者	妊産婦	妊娠7か月～産後1年6か月の妊産婦(産後は1歳6か月の乳幼児同伴時のみ)
	けが人など	けが等で杖等の補装具を必要とする人など
	申請窓口	健康福祉課社会福祉係 (0826-25-0250) および本庁住民課 各支所住民生活課

【手続きに必要なもの】母子健康手帳・医師の診断書・意見書等



5-9

りょかくうんちんわりびきせいで  
旅客運賃割引制度



公共交通機関を利用される場合、  
つぎのような割引制度があります。

5-9-1 「第1種の身体障害者手帳」および「第1種の療育手帳（㊤とA）」をお持ちの方

交通機関	乗車船券の種類	障がい者が12歳以上		障がい者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券	介護者とも5割引	101Km以上の場合のみ5割引	介護者とも5割引	101Km以上の場合のみ5割引	JR出札窓口で手帳を呈示し、割引乗車券を購入
	回数券	//	—	//	—	
	普通急行券	//	—	//	—	
	定期乗車券	//	—	介護者のみ5割引	—	
国内航空	※詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。					航空券購入時ならびに搭乗時に手帳を呈示
県内のバス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に手帳を呈示し、普通乗車券は降車時に手帳を呈示
	定期乗車券	介護者とも3割引	3割引	介護者のみ3割引	—	
	割引PASPY	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広電電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無料)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	—	バスの場合と同じ 回数券は割引なし
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ大人運賃× 2回×30日×0.5 (介護者2人まで無料)	大人運賃×2回 ×30日×0.5	//	—	
	割引PASPY	介護者のみ5割引	5割引	//	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を呈示
	定期乗車券	//	//	//	—	
	割引PASPY	//	//	//	—	
県内の旅客船	2等旅客券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗船券購入時に手帳を呈示  ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社にお問い合わせください。
	急行券 1等旅客券	//	//	//	//	
		//	//	//	//	
	1等旅客券	//	—	//	—	
	特等旅客券	//	—	//	—	
	特別座使用料金	//	—	//	—	
	座席指定料金	//	—	//	—	
	寝台料金	//	—	//	—	
	回数券	//	—	介護者のみ5割引	—	
	定期券	介護者とも3割引	—	介護者のみ3割引	—	
割引PASPY	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引		
県内バス	運賃	1割引				手帳を呈示

5

補助・割引・貸付など



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-9-2 「第2種の身体障害者手帳」および「第2種の療育手帳（㊸とB）」をお持ちの方

交通機関	乗車船券の種類	障がい者が12歳以上		障がい者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券	—	101Km以上の場合のみ5割引	—	101Km以上の場合のみ5割引	JRみどりの窓口で手帳を呈示し、割引乗車券を購入
	回数券	—	—	—	—	
	普通急行券	—	—	—	—	
	定期乗車券	—	—	介護者のみ5割引	—	
国内航空	※詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。					航空券購入時ならびに搭乗時に手帳を呈示
県内のバス	普通乗車券	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に手帳を呈示し、普通乗車券が降車時に手帳を呈示
	定期乗車券	—	3割引	介護者のみ3割引	—	
	割引PASPY	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広電電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者同伴なし)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ大人運賃× 2回×30日×0.5 (介護者同伴なし)	大人運賃×2回 ×30日×0.5	〃	—	
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者同伴なし)	5割引	〃	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	請求時手帳を呈示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	購入時および利用時に請求があれば手帳を呈示
	割引PASPY	〃	〃	〃	—	
県内の旅客船	2等旅客券	—	101Km以上の場合のみ5割引 (距離制限なく割引する会社もある)	—	101Km以上の場合のみ5割引 (距離制限なく割引する会社もある)	乗船券等購入時に手帳を呈示するとともに乗船運賃割引申込書を提出  ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社にお問い合わせください。
	急行券	—		—		
	1等旅客券	—		—		
	1等旅客券	—	—	—		
	特等旅客券	—	—	—		
	特別室使用料金	—	—	—		
	座席指定料金	—	—	—		
	寝台料金	—	—	—		
回数券	—	—	—	—		
定期券	—	—	介護者のみ3割引	—		
県内外	運賃	1割引				手帳を呈示



## 5-9-3 「精神障害者保健福祉手帳1級」をお持ちの方

交通機関	乗車券の種類	障がい者が12歳以上		障がい者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
県内のバス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に手帳を呈示し、普通乗車券は降車時に手帳を呈示
	定期乗車券	介護者とも3割引	3割引	介護者のみ3割引	—	
	割引PASPY	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広電電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無料)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ大人運賃× 2回×30日×0.5 (介護者2人まで無料)	大人運賃×2回 ×30日×0.5	//	—	
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者2人まで無料)	5割引	//	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を呈示
	定期乗車券	//	//	//	—	
	割引PASPY	//	//	//	—	

5

補助・割引・貸付など

## 5-9-4 「精神障害者保健福祉手帳2級および3級」をお持ちの方

交通機関	乗車券の種類	障がい者が12歳以上		障がい者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
県内のバス	普通乗車券	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に呈示し、普通乗車券は降車時に手帳を呈示
	定期乗車券	—	3割引	介護者のみ3割引	—	
	割引PASPY	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広電電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	—	バスの場合と同じ 回数券は割引なし
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ大人運賃× 2回×30日×0.5 (介護者割引なし)	大人運賃×2回 ×30日×0.5	//	—	
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	//	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を呈示
	定期乗車券	//	//	//	—	
	割引PASPY	//	//	//	—	

## ※利用時の注意事項

- (注1) \*介護者同伴・本人のみの欄に「—」が引いてあるものは、割引の適用がありません。バス・旅客船・タクシーなどの割引運賃の適用について、他県においては別の手続きが必要な場合もありますので注意してください。なお、割引の対象となる障がいのある方が他の手帳を所持していても、重複して運賃割引は適用されません。
- (注2) \*介護者の割引が適用になる方は、手帳に「介護」の押印があります。
- (注3) \*料金の端数処理については、交通機関によって処理方法が異なります。  
※詳しくは、関係交通機関にお問い合わせください。



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-10

### 税金の軽減



障がいのある方や、障がいのある方を扶養している方に対し、所得税や住民税・相続税などの軽減が行われます。

#### 5-10-1 所得税・住民税の控除

5

補助・割引・貸付など

	一般障がい者	特別障がい者
対象者	①身体障害者手帳3級～6級 ②療育手帳㊀・B ③精神障害者保健福祉手帳2級・3級	①身体障害者手帳1級・2級 ②療育手帳㊁・A ③精神障害者保健福祉手帳1級
所得税控除額	270,000円	400,000円
住民税控除額	260,000円	300,000円
申請窓口	給与所得者（毎年年末調整で申告） 所得税・住民税（毎年確定申告で申告） ※手帳を提示	
問合せ先	（所得税）広島北税務署（082-814-2111） （住民税）税務課（0826-28-2114）	

#### 5-10-2 相続税等の控除

	一般障がい者	特別障がい者
対象者	①身体障害者手帳3級～6級 ②療育手帳㊀・B ③精神障害者保健福祉手帳2級・3級	①身体障害者手帳1級・2級 ②療育手帳㊁・A ③精神障害者保健福祉手帳1級
控除となる税金の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続税</li> <li>・贈与税</li> <li>・消費税（身体障害者用物品）</li> </ul>	
問合せ先	広島北税務署（082-814-2111）	



## 5-10-3 軽自動車税・自動車税・自動車取得税の控除



障がいのある方の一定の要件を満たす自動車については、税金の減免が受けられます。なお、障がいのある方1人につき1台に限ります。

## ■軽自動車税・自動車税・自動車取得税の減免対象者（基準日：4月1日）

区 分	障がいの程度	
	本人が運転する場合	家族または常時介護者が運転する場合
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級
	下肢機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・肝臓または小腸の機能障がい	1級・3級	
音声機能障がい	3級 (喉嚨摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
知的障がい者	—	Ⓐ・A
精神障がい者	1級	

5

補助・割引・貸付など

(注1) \* 「家族」とは、本人（身体障がい者など）と生計を一にしている方のことです。

(注2) \* 軽自動車税については、所有要件がありますのでご注意ください。

## ■申請窓口

	申請窓口	電話番号
軽自動車税	税務課	0826-28-2114
自動車税	西部県税事務所	082-513-5372
自動車取得税	西部県税事務所観音庁舎	082-232-7694



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-11

せいかつふくししきん かしつけ  
生活福祉資金の貸付



経済的自立および生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、資金の貸付と必要な援助指導を行う制度です。

#### ■福祉資金の種類

5  
補助・割引・貸付など

福 祉 費	生業を営むために必要な経費
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	就職、技能習得等の支度に必要な経費
	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全または公営住宅を譲り受けるために必要な経費
	福祉用具等の購入に必要な経費
	障害者用自動車の購入に必要な経費（障害者が属する世帯）
	負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
	介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費
	冠婚葬祭に必要な経費
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合

※その他の資金の種類・貸付けの申請方法などは、申請窓口にお問い合わせください。

申 請 窓 口	安芸太田町社会福祉協議会 (電話 0826-32-2226 FAX 0826-32-2048)
---------	--



## 5-12

しょうがいしゃじゅうたくせいびしきんかじつけ  
障害者住宅整備資金貸付



障がいのある方、または同居する親族に対し、専用居室などを増改築するために必要な資金を貸付けします。

対象者	①身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方 ②療育手帳ⒶまたはAをお持ちの方 ③「①・②」と同程度の障がいがあると認められる方 ④上記障がいのある方と同居する親族
貸付限度額	420万円
償還方法	据置期間6か月以内、据置期間終了後9年4か月以内で年賦・半年賦・月賦による元金利息均等償還（繰上償還も認められます。）
利子	年3%
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

5

補助・割引・貸付など

## 5-13

むりょうばんごうあんない  
NTTの無料番号案内



番号案内を無料で受けられる制度があります。詳しくは、NTTまでお問い合わせください。

対象者	①視覚障がい（1級～6級） ②上肢障がい（1級・2級） ③体幹機能障がい（1級・2級） ④運動機能障がい（1級・2級） ⑤療育手帳をお持ちの方 ⑥精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
問合せ先	NTT 西日本ふれあい担当 フリーダイヤル（0120-104-174）

## 5-14

けいたいでんわりょうきん わりびき  
携帯電話料金の割引



身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が契約している携帯電話の基本使用料などが割引になる制度があります。詳しくは、各携帯電話会社の販売店にお問い合わせください。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付をされた方
問合せ先	各携帯電話会社の販売店



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-15

しゅわつうやくしゃ はけん  
手話通訳者の派遣



聴覚障がいなどの手帳をお持ちの方に対し、家庭生活および社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣しています。

対象者	聴覚または音声・言語機能障がいにより、意思伝達が著しく困難で、手話が理解できる方
利用料	無料
申請窓口	健康福祉課社会福祉係 (電話 0826-25-0250 F A X 0826-22-0686)

## 5

### 補助・割引・貸付など

### 5-16

ひなんこうどうようしえんしゃしえんせいど  
避難行動要支援者支援制度



地域の支援を必要とする身体に障がいのある方を登録することにより、災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速に行います。

対象者	身体に障がいがあり自力で避難行動が取れず、家族などの支援が受けられない方
申請窓口	総務課危機管理室、健康福祉課および各支所/住民生活課
問合せ先	総務課 (電話 0826-28-2111 F A X 0826-28-1622) 健康福祉課 (電話 0826-25-0250 F A X 0826-22-0686)

### 5-17

しん ゆう せい ど  
新マル優制度



預貯金などの利子非課税の申請ができます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
対象預貯金等	郵便貯金、銀行などの預貯金、公債（措置法適用分） 限度額各 350万円
申請窓口	取扱郵便局・金融機関などの各窓口



## 5-18

ちょうかくしょうがいしゃとうきんきゅうつうほうよう

## 聴覚障害者等緊急通報用ファクシミリ



広島市消防局が管轄する地域を対象に、聴覚または音声・言語機能に障がいのある方などがファクシミリにより直接緊急通報を行うことができます。事前に申請が必要となりますので、詳しくは、広島市消防局へお問い合わせください。

対象者	聴覚または音声・言語機能に障がいのある方など
問合せ先	広島市消防局警防部警防課指令係 (電話 082-546-3456 FAX 082-542-1007)

5

補助・割引・貸付など

## 5-19

ひろしまし

## 広島市eメール119番

ばん



広島市消防局が管轄する地域を対象に、聴覚または音声・言語機能に障がいのある方などが携帯電話機やインターネット末端機から電子メールを利用して、直接消防車や救急車の要請ができます。事前に申請が必要となりますので、詳しくは、広島市消防局へお問い合わせください。

対象者	聴覚または音声・言語機能に障がいのある方など
問合せ先	広島市消防局警防部警防課指令係 (電話 082-546-3456 FAX 082-542-1007)





## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-20

でんわせつちじぎょう  
あんしん電話設置事業



重い障がいのある方の日常生活における相談や、急病などの緊急時に対応するため、緊急通報電話を設置します。

対象者	①重度の身体障がいのある一人暮らしの方 ②重度の身体障がいのある方のみにより構成される世帯の方
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

5

補助・割引・貸付など

### 5-21

こうきょうしせつしゅうりょう げんめん  
公共施設使用料などの減免



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することで、施設などで割引を受けることができます。割引の内容については、各公共施設の窓口へお問い合わせください。

問合せ先	各公共施設の窓口
------	----------

### 5-22

ヘルプマーク  
・ヘルプカード



広島県が推進する「あいサポート運動」の取り組みとして、ヘルプマーク・ヘルプカードを無償で配布します。

ヘルプマークとは	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや指定難病者の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークです。
ヘルプカードとは	障がいのある方などが災害や緊急時、また、日常生活で困った時などに、緊急連絡先や必要とする支援内容などを記載するカードです。東京都標準様式を参考とし、名刺大・折りたたみ式のカードが広島県版の「ヘルプカード」です。
配布窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）